

日立市条例第20号

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日立市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。